

報告第 27 号

地方自治法第 180 条の規定による市長の専決処分の  
報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 28 年 11 月 30 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

## 処分事項

## 損害賠償額の決定及び和解

専決年月日	損害賠償の額	損害賠償の相手方	事件の概要	和解事項
平成 28 年 10 月 28 日	500,000 円	不記載	転出手続きに関し、相手方から本市に転出先の住所を同居男性に知られたくない旨の申出があったにもかかわらず、転出先を記載した住民異動届受理通知を郵送したため同居男性に知られることとなったことから損害賠償請求がなされたもの。	(1) 本市は、相手方に対し左記事件に関する一切の損害賠償金として左記金額を払う。 (2) 相手方若しくはその関係者は、本市若しくはその関係者に対し、何らの請求もしない。